○石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況

(1) 医療費等の申請に係る医学的判定の状況

/ 区原貝寺の中間に味る区子町刊足の状ル									
刂定件数	今回の判定	2件数	(参考)判定件数累計						
	74件	_	18, 227件*³						
	中皮腫	47件	中皮腫 13,118件						
	肺がん	17件	肺がん 3,772件						
	石綿肺	2件	□ 石綿肺 545件 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
	びまん性胸膜肥厚	8件	びまん性胸膜肥厚 792件						
石綿を吸入することにより指定疾	41件		14, 708件						
病にかかったと判定されたもの	中皮腫	35件)	中皮腫 11,946件						
	肺がん	6件	肺がん 2,469件						
	石綿肺	0件	石綿肺 39件						
	びまん性胸膜肥厚	0件	びまん性胸膜肥厚 254件						
石綿を吸入することにより指定疾	14件		3, 091件						
病にかかったのではないと判定さ	中皮腫	0件	中皮腫 894件						
れたもの*4	肺がん	4件	肺がん 1,161件						
	石綿肺	2件	│ 石綿肺 504件 │						
	びまん性胸膜肥厚	8件	びまん性胸膜肥厚 532件						
- 石綿を吸入することにより指定疾	19件		428件 (210件) *5						
病にかかったかどうか判定できな	中皮腫	12件	「中皮腫 278件(130件)						
かったもの	肺がん	7件	肺がん 142件(74件)						
(判定保留)	石綿肺	0件	石綿肺 2件(2件)						
	びまん性胸膜肥厚	0件丿	びまん性胸膜肥厚 6件(4件)						
			\						

- ※3 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったことになりますが、1件と数えています。
- ※4 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、医療費等の申請に係る疾病名で数えています。
- ※5 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(2) 特別遺族弔慰金等の請求に係る医学的判定の状況

(施行前死亡者***に係るもの)

定件数	今回の判定件数		(参考)判定件数累計		
	_0件		_ 627件**		
	中皮腫	0件)	│ 中皮腫	31件**]	
	肺がん	0件	肺がん	559件	
	石綿肺	0件	石綿肺	23件	
	びまん性胸膜肥厚	0件	しびまん性胸膜肥厚	14件 丿	
石綿を吸入することにより指定疾	_0件		165件	_	
病にかかったと判定されたもの	中皮腫	0件)	中皮腫	5件)	
	肺がん	0件	肺がん	153件	
	石綿肺	0件	石綿肺	2件	
	びまん性胸膜肥厚	0件	びまん性胸膜肥厚	5件丿	
石綿を吸入することにより指定疾	_0件		_ 429件		
病にかかったのではないと判定さ	中皮腫	0件	中皮腫	24件	
れたもの**	肺がん	0件	肺がん	376件	
	石綿肺	0件	石綿肺	21件	
	びまん性胸膜肥厚	0件	びまん性胸膜肥厚	8件丿	
石綿を吸入することにより指定疾	_ 0件		33件 (11件) *10		
病にかかったかどうか判定できな	中皮腫	0件	│ 中皮腫	2件(0件)	
かったもの	肺がん	0件	肺がん	30件(10件)	
(判定保留)	石綿肺	0件	□ 石綿肺	0件(0件)	
	H \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	~	1 . ///////	11 \ 11/	

- ※6 施行前死亡者は、中皮腫及び肺がんについては平成18年3月27日よりも前に死亡した者を指し、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、これらの疾病が指定疾病として追加された平成22年7月1日よりも前に死亡した者を指します。
- ※7 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったことになりますが、1件と数えています。
- ※8 特別遺族弔慰金等の請求(中皮腫)については、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(救済給付の支給等関係)について(通知)(令和3年3月3日環保企発第2103038号環境省大臣官房環境保健部長通知。令和4年6月24 日最終改正)」等に基づき、死亡診断書等に死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場合(「良性中皮腫」など、良性疾患である場合を除く。)には、機構が医学的判定を申し出ることなく認定を行っています。認定状況については、機構のホームページ(http://www.erca.go.jp)を御覧ください。
- ※9 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。
- ※10 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、追加で提出された資料により機構が医学的判定を申し出ることなく中皮腫として認定を行った件数及び判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(未申請死亡者に係るもの)

『定件数	今回の判定	'件数	(参考)判定件数累計		
	13件		3,662件** ¹¹		
	中皮腫	11件	中皮腫 2	2,405件	
	肺がん	2件	肺がん	950件	
	石綿肺	0件	石綿肺	164件	
	びまん性胸膜肥厚	0件	びまん性胸膜肥厚	143件丿	
石綿を吸入することにより指定疾	_5件	_	_ 2, 521件		
病にかかったと判定されたもの	中皮腫	5件	中皮腫 1	, 924件	
	肺がん	0件	肺がん	546件	
	石綿肺	0件	石綿肺	8件	
	びまん性胸膜肥厚	0件	びまん性胸膜肥厚	43件丿	
石綿を吸入することにより指定疾	3件		1,090件		
病にかかったのではないと判定さ	中皮腫	2件	中皮腫	457件	
れたもの ^{*12}	肺がん	1件	肺がん	378件	
	石綿肺	0件	石綿肺	155件	
	びまん性胸膜肥厚	0件	びまん性胸膜肥厚	100件丿	
石綿を吸入することにより指定疾	5件 _ 51件(38件)***		件) *13		
病にかかったかどうか判定できな	中皮腫	4件	中皮腫	24件(15件)	
かったもの	肺がん	1件	肺がん	26件(23件)	
(判定保留)	石綿肺	0件	石綿肺	1件(0件)	
	びまん性胸膜肥厚	0件	びまん性胸膜肥厚	0件(0件)	

- ※11 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったことになりますが、1件と数えています。
- ※12 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。
- ※13 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(参考) 今回の医学的判定に係る主な審議会の開催状況

令和7年9月16日 石綿健康被害判定小委員会(令和7年9月16日書面審議)令和7年10月1日 石綿健康被害判定小委員会(令和7年10月1日書面審議)

令和7年10月6日 石綿健康被害判定小委員会(令和7年10月6日書面審議)

令和7年10月15日 第252回石綿健康被害判定小委員会